

延岡市林道草刈報奨金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、延岡市内の林道において自治会等が行う地域活動としての草刈事業（以下「本事業」という。）に対する支援のため、報奨金の交付など必要な事項を定め、もって市民の道路愛護精神の啓発を図ることを目的とする。

(本事業の補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、自治会等であって市長が認める団体（以下「補助対象者」という。）とする。

(本事業の対象箇所)

第3条 本事業の対象箇所は、林道の沿道で市長が認める林道を対象とし、交付の対象とする本事業は原則年2回までとする。

(本事業の申請)

第4条 本事業を行おうとする補助対象者は、別紙様式第1号による林道草刈報奨金交付申請書と作業実施予定場所がわかる図面を添えて本事業の実施日の2週間前までに市長に申請しなければならない。

(報奨金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請のあった者の中から適当と認めた者（以下「交付対象者」という。）に対し、別表の基準により定めた報奨金の交付の額を決定する。

(報告及び請求)

第6条 交付対象者は、本事業を完了したときは直ちに別紙様式第2号による作業完了報告書及び別紙様式第3号による請求書を市長に提出するものとする。

(報奨金の支払)

第7条 市長は、請求書を受理してから30日以内に報奨金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表(第5条関係)

林道草刈作業報奨金算出基準

報奨金の金額は、下記で算出された額とする。

除草範囲

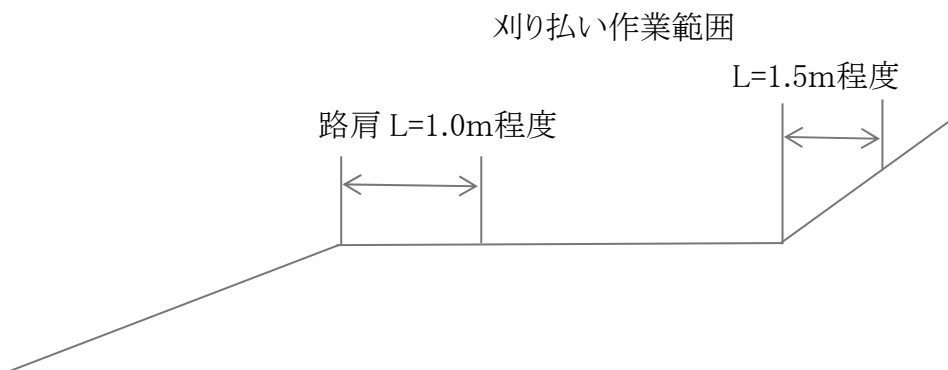
山手側:法面下部よりL=1.5m程度上部の高さまで

谷側:路肩W=1.0m程度

その他

除草単価は、市道草刈報奨金交付要綱を準用し、12円/mとする。

【作業範囲標準図】



※林道においては、上図のとおり、路肩1m及び法面1.5mの範囲を除草するため、 $12\text{円/m} \times (2.5\text{m}/1\text{m}) = 30\text{円}$ とする。